

お知らせ

受講者募集

まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)

学習支援を通じて、基礎学力の定着、自学の促進を行うとともに、家庭環境の改善や幅広い社会性の定着を促します。学習塾に所属する大学生を中心とした講師による指導です。

☑ひとり親家庭=次のすべての要件を満たす方 ①市内在住のひとり親家庭の子どもで、かつ、小学4年生~中学2年生②児童扶養手当法による手当を全額受給している世帯③生活保護法による保護を受けていない世帯④生活困窮者自立支援法に規定されている学習支援を受けていない世帯、養育家庭=市内在住の養育家庭に預けられた子どもで、かつ、小学4~6年生

☑集合型=町田地区:トライ町田駅前校(森野1-34-10)、忠生地区:忠生市民センター、派遣型=受講者の自宅(町田市内)

☑集合型各20人、派遣型10人(いずれも抽選)

☑申請書に必要事項を記入し、4月12日~27日(消印有効)に直接または郵送で子ども家庭支援センター(市庁舎2階)へ。

※申請書は子ども家庭支援センター、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所で配布します(まちだ子育てサイトでダウンロードも可)。

☑子ども家庭支援センター☎724・4419

受講者募集

生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援事業

大学生やシルバー世代などの幅広い年代の学習支援員が、アットホームな雰囲気の中で一人ひとりの学力に応じた個別指導を行い、さまざまな楽しい催しも行います。

また、保護者の方は、子どもの学習などに関する相談、進級・進学にあたっての公的支援制度の案内などを受けることができます。

☑市内在住の小学4年生~中学生で、次のいずれかの要件を満たす方 ①生活保護受給世帯(ただし、自立支援プログラムによる塾代の補助を受けている子どもを除く) ②児童扶養手当を全額受給している世帯

☑町田会場(町田駅周辺)、忠生会場(小山田桜台周辺)

☑各20人(選考)

☑申請書に必要事項を記入し、4月16日まで(消印有効)に直接または

郵送で生活援護課(市庁舎1階)へ。 ※申請書は生活援護課、各市民センター、町田・南町田・鶴川の各駅前連絡所で配布します(町田市ホームページでダウンロードも可)。

☑生活援護課☎724・4075

運用を開始しました

町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)

市では、屋外広告物による地域のにぎわいや個性の創出、周囲のまち並みや風景との調和によって、「活気・にぎわいがあふれるまち」「落ち着いた風格のあるまち」等の魅力ある景観づくりを目指して「町田市屋外広告物ガイドライン(景観編)」を策定し、4月から運用を開始します。

まち並みを構成する屋外広告物により良いものにするために必要な知識などを、実例写真や図を使い、分かりやすく紹介していますので、事業者・広告主の方だけでなく、市民の皆さんにもお気軽にご覧いただけます。

※本ガイドラインは町田市ホームページでご覧いただけます。

☑地区街づくり課☎724・4267



生涯学習センター

障がい者青年学級新入生募集

☑市内在住の知的障がいのある18歳以上の方(特別支援学校等の生徒は除く)

☑原則第2・4土曜日または第1・3日曜日、午前10時~午後4時

☑生涯学習センター

☑「生きる力・働く力の獲得」を目的に、音楽や劇、スポーツ、その他創作活動、料理、合宿などを行う

☑若干名

※応募多数の場合、4月21日午前に抽選会を行いますので必ず出席して下さい。

☑住所・氏名・電話番号・年齢・応募動機を明記し、4月13日まで(消印有効)に封書で、生涯学習センター事業係(〒194-0013、原町田6-8-1)へ。

☑同センター☎728・0071 FAX728・0073

平成30年度国民年金保険料額のご案内

平成30年度の国民年金保険料は、月額1万6340円です。日本年金機構から納付書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストアで納付して下さい(口座振替、クレジット

カードでの納付も可、納付方法によって割引もあり)。

※詳細はお問い合わせ下さい。

☑保険年金課☎724・2127、八王子年金事務所☎042・626・3511、ねんきん加入者ダイヤル☎0570・003・004

市内事業者への補助を実施します

市では、各種産業見本市・展示会等に出席する際の特許権等取得の際に、経費の一部を補助しています。今年度から、小規模事業者への補助割合を拡充します。

【産業見本市出展への補助】

☑補助対象事業 2019年3月31日までに開催される国内外の見本市・展示会等に出展する事業(一部を除く)

☑補助対象経費 国内で行われる見本市・展示会等=主催者へ支払う出展料(会場使用料、補助額上限20万円)、国外で行われる見本市・展示会等=外国語表記の冊子等の作成費用(補助額上限5万円)

☑補助割合 一般事業者=2分の1以内、小規模事業者=3分の2以内

※町田市トライアル発注認定事業者が認定商品をPRするために出展する場合の補助割合は、4分の3以内です(国外で行われる見本市・展示会等の補助額上限は10万円)。

【特許権等取得への補助】

☑補助対象事業 2018年度内に実施する特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願、特許出願についての審査請求

☑補助対象経費 ①特許権・実用新案権・意匠権・商標権の出願時(上限10万円、ただし商標権は5万円)、出願料、出願にかかる弁理士手数料②特許出願審査請求時(上限10万円)、特許出願審査請求料、出願審査に係る弁理士手数料(上限2万5000円)

☑弁理士手数料の補助割合 一般事業者=2分の1以内、小規模事業者=3分の2以内



☑市内在住の個人または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること

☑申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、4月2日から直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

※申請額が予算額に達した時点で締め切ります。 ※詳細は町田市ホームページをご覧ください。

☑産業政策課☎724・2129

まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)を策定しました

市では、保健医療を取り巻く環境の変化に的確に対応し、市民の健康増進を支援するまちづくりに取り組んでいます。今後、さらに総合的な健康づくり施策を推進するため「まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)」を策定しました。

すべての市民が、住み慣れたまちで、健康で安心し希望を持って生活できるよう、理念として「みんなでつくる「健康のまち」まちだ」を掲げるとともに、3つの基本目標を設定しています。

○基本目標1 健康に生活できるまちをつくる

○基本目標2 安心できる地域医療があるまちをつくる

○基本目標3 健康的な生活環境を備え人と動物が共生しているまちをつくる

この3つの基本目標から、それぞれが実現すべき「まち」の姿を目標として設定しています。計画期間は、2018年度から2023年度までの6年間です。

本計画(冊子)は、各市立図書館で閲覧できるほか、市政情報課(市庁舎1階)で400円で販売します(町田市ホームページでダウンロードも可)。

☑保健総務課☎724・4241

設備投資に係る新たな固定資産税の特例制度を開始します

☑産業政策課☎724・2129、町田商工会議所企業支援部☎724・6614、関東経済産業局中小企業課☎048・600・0321

市では、第196回通常国会(平成30年1月~6月)に提出されている「生産性向上特別措置法案」の趣旨に沿い、中小企業の皆さんの積極的な設備投資による生産性の向上を支援するため、先端設備導入の計画を作成し、市の認定を受けた中小企業の新規取得設備(償却資産)の固定資産税を「3年間ゼロ」にする特例措置を実施する予定です(※1)。

また、当該特例措置の対象事業者は、国の各種補助金(※2)において優先的に採択されます。

※1 国における関係法案の成立及び法律の施行、町田市議会における条例改正案の可決が条件となります。また、特例措置を受けるには、国が示す指針及び市が策定する計画の内容に沿った「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受ける必要があります。

※2 優先採択の対象となる補助事業及び補助金は、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業(ものづくり・サービス補助金)」「小規模事業者持続化補助金」「戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン補助金)」「サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT補助金)」です。すでに公募中のものもありますので、詳細は各補助金のホームページや、町田商工会議所にご確認下さい。



制度導入に関する要望書を手渡す深澤勝町田商工会議所会頭(左)

町田市消防団長に佐藤誠氏が再任しました

4月1日付けで、町田市消防団長に佐藤誠氏が再任しました。今回で3期目となり、任期は2年です。引き続き市民の生命・財産を守るため消防団員の陣頭で指揮を執ります。

佐藤氏は1978年に入団して以来、副団長等要職を歴任し、2013年には藍綬褒章を受章しています。

今年は、町田市消防団創設60周年の節目にあたる年になります。改めて市民の皆さんの期待に応えられるよう、活動します。

なお、町田市消防団では、各地域で活躍する消防団員を募集しています。 ☑防災課☎724・3254